別　紙①　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物に係る解体工事

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法（※） |
| ①建築設備・  内装材等 | 建設設備・内装材等の取り外し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・  上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・  基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他  ( ) | その他の取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）　・解体工事の場合のみ記載する。

　　　　・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　　　　・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）　・運搬費を含む。

別　紙②　　　　　　　　　　　建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法（※） |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・  　基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分  　・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・  　内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( ) | その他の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）　・運搬費を含む。

別　紙③　　　　　　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法（※） |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( ) | その他の工事  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）　・解体工事の場合のみ記載する。

　　　　・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　　　　・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）　・運搬費を含む。

参考：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」対象工事

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　の　種　類 | 規模の基準 |
| 建築物に係る解体工事 | ８０㎡以上 |
| 建築物に係る新築又は増築の工事 | ５００㎡以上 |
| 建築物に係る新築、増築、解体以外（修繕・模様替） | 請負代金額  １億円以上 |
| その他の工作物に係る解体・新築 | 請負代金額  ５００万円以上 |

※該当する工事については、入札公告・入札説明書等にも、その旨記載されていますので、ご確認下さい。